

— 大学・短期大学 —

利用上の注意（用語の解説）

文部科学省が公表する「令和2年度学校基本統計（学校基本調査報告書）」のうち、文部科学省が直接実施している大学及び短期大学の神奈川県内の調査結果について、調査票情報の利用の承認を得て神奈川県が集計したものである。

1 学校調査（令和2年5月1日現在の状況を調査）

（1）大学

大学には学部のみを設置若しくは大学院のみを設置する学校、またはその両方を設置する学校を含む。

（2）大学院

ア 修士課程の欄：修士課程及び博士前期課程〔医歯学、薬学、獣医学関係（修業年限4年）以外の一貫制課程の1・2年次の課程を含む〕の該当者

イ 博士課程の欄：博士後期課程〔医歯学、薬学、獣医学関係（修業年限4年）以外の一貫制課程の3・4・5年次の課程を含む〕及び4年一貫制課程の医歯学、薬学、獣医学関係の該当者

ウ 専門職学位課程の欄：専門職学位課程の該当者

（3）大学・大学院・短期大学通信教育

通信教育を行っている学校については、独立・併設を問わず「大学・大学院・短期大学通信教育」として集計している。

2 卒業後の状況調査〔前年度間（前年4月1日から当年3月31日まで）の卒業者における5月1日現在の状況を調査〕

（1）大学院（博士課程）の卒業者

所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得して卒業した者〔博士の学位を修得しなかった者（満期退学者）〕を含む。

（2）進学者

大学院研究科、大学学部、短期大学本科、大学・短期大学の専攻科、別科へ入学した者（進学しかつ就職した者を含む。）

（3）専修学校・外国の学校等入学者

専修学校・各種学校・外国の学校・職業能力開発校等への入学者、研究生として入学した者

（4）令和2年3月の「就職者等」のうち

「自営業主等」：個人経営の事業を営んでいる者及び家族の営む事業に継続的に本業として従事する者

「常用労働者」のうち「無期雇用労働者」：雇用契約期間の定めのない者として就職した者

「常用労働者」のうち「有期雇用労働者」：雇用契約期間が1か月以上で期間の定めのある者

「臨時労働者」：雇用契約期間が1か月未満で期間の定めのある者

（5）平成31年3月の「就職者」及び「進学者のうち就職した者」のうち正規の職員等でない者

雇用契約が1年以上で期間の定めのある者であり、フルタイム勤務相当の者

（6）平成31年3月の一時的な仕事に就いた者

雇用契約が1年未満又は短時間勤務の者

（7）左記及び不詳・死亡以外の者

進学準備中、就職準備中、家事手伝い等、進学でも就職でもないことが明らかな者

$$(8) \text{ 進 学 率} = \frac{\text{進 学 者 総 数}}{\text{卒 業 者 総 数}} \times 100$$

$$(9) \text{ 卒業者に占める} = \frac{\text{就職者総数(進(入)学しかつ就職している者を加えた全就職者数)}}{\text{卒 業 者 総 数}} \times 100$$

就職者の割合

3 その他

- (1) 「—」: 皆無又は該当数値なし
- (2) 「…」: 数値出現があり得ない場合又は調査対象とならなかった場合
- (3) 百分率の表章は単位未満を四捨五入したので、構成比の合計は100%にならない場合がある。
- (4) 表中の単位(校・人等)は省略している。
- (5) 統計表中、市区町村の順番は総務省が告示した標準コードの順による。

※平成19年度から令和元年度（卒業後の状況調査は平成31年3月）までは速報値、令和2年度（卒業後の状況調査は令和2年3月）から確定値。